(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに村山市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年一月五日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿南町字和合一〇五二、一〇五六の一、一〇五六の二、一〇五七から一〇五九まで、一〇六三の一、一〇六四の一、一一三六、一一三八、一一三九、一一四九、一二九六、一二九七の一、一二九八、一三三四、一三三五
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年一月五日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県津山市・新見市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年一月五日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県美作市田原字西**迫**一〇九六（次の図に示す部分に限る。）、字三反田一一〇三の一から一一〇三の三まで、字明ケ谷一一六六、川上字土陽一五一二の一、一五一二の六、字名辺ケ谷二〇四三の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇四三の二、二〇四三の五、字後嶽ケ二〇九四の一（次の図に示す部分に限る。）、古町字忠治谷生新兎五八七の一、五八七の三、字忠治谷五八八、字ツヅラ六〇〇の一、六〇〇の五五、六〇〇の五八
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十四年一月五日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県英田郡西粟倉村大字大茅字小谷一二〇三の一、一二〇三の二〇、大字影石字大谷八二三の一、字火宅口三一四の一、字猪ノ部谷九二八の二
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び西粟倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。
平成二十四年一月五日
国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7JJX	141511	WUGANG INNOVATION	平成23.11.9
7JKK	141545	TAKAMINE	23.11.14
JD3244	141519	高嶋	23.11.28
JD3263	141549	北清丸	23.11.9
JD3265	141551	扇奥羽丸	23.11.8
JD3268	141555	朋鶴丸	23.11.18
JD3272	141560	かんさい	23.11.15
JD3273	141561	泰皇丸	23.11.24
JD3275	141563	晃福	23.11.29
JD3276	141564	しおかぜ	23.11.14
JD3278	141572	光翔丸	23.11.21
JD3282	141568	SUNNY LEO	23.11.16
JD3283	141569	SUNNY MARS	23.11.16
JD3284	141570	SUNNY NOAH	23.11.16
JD3285	141577	福栄丸	23.11.24
JD3292	141585	舛宝山丸	23.11.16

○国土交通省告示第四号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。
平成二十四年一月五日
国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
7LJA	128419	第八十二福一丸	平成23.11.24
JALD	128881	第八わかば丸	23.11.25
JDUG	127093	第六十八善龍丸	23.11.15
JRQD	131893	第八十八豊清丸	23.11.1
JD2771	128568	第三十八大三丸	23.11.14
JD2772	132899	第六十三幸漁丸	23.11.29
JE2704	124978	第十五菊栄丸	23.11.16
JE2773	128233	第15陸中丸	23.11.25
JE2828	128242	第三十一幸栄丸	23.11.1
JG3903	121769	竜山丸	23.11.2
JG4116	121912	こざくら	23.11.18
JG4209	125967	あいりす	23.11.18
JG4221	126043	第三とうじん	23.11.29
JG4738	130210	ちよぎく	23.11.18
JG4741	130213	たかちほ	23.11.16
JJ3230	129255	あさかぜ	23.11.18
JJ3843	132369	豊栄丸	23.11.18
JJ3906	132440	かんさい	23.11.1
JK4844	129643	第八海祥丸	23.11.24
JK5061	131776	第六晋康丸	23.11.22
JK5355	134103	福宝丸	23.11.4
JL5966	132101	北清丸	23.11.2
JL6322	134897	第拾壱播磨丸	23.11.1
JL6498	135120	スーパーマリン	23.11.14
JM2506	100349	第三おおとり丸	23.11.28
JM4106	114438	第十一米丸	23.11.24
JM4212	120730	第八十八安栄丸	23.11.9
JM4687	123296	聖鳳丸	23.11.10
JM5672	129499	第五宝丸	23.11.9
JM6080	132636	福栄丸	23.11.2
JM6477	134588	ドリームルビー	23.11.1